

# 琉球大学学術リポジトリ

## 「舊慣調査報告」サイパン島及ロタ島

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2018-04-16 キーワード (Ja): 矢内原忠雄, 南洋, 南洋庁, 調査, サイパン, ロタ, チャモロ, 法, 調査, 報告 キーワード (En): Yanaihara Tadao 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/37950">http://hdl.handle.net/20.500.12000/37950</a>



# 矢内原忠雄文庫

史料名	南洋庁舊慣調査委員牧野三好『舊慣調査報告 サイパン島及ロタ島ノ各チャモロ族ノ日本民法物 権編債権編ニ規定スル範圍ニ属スル事項ニ関ス ル慣習』昭和7年6月
封筒番号	96
原文所所蔵者	琉球大学附属図書館
撮影年月日	平成17年11月9日
撮影者	富士写真フイルム 株式会社
備考	



# 矢内原忠雄文庫

封筒番号：96

史料名	南洋庁舊慣調査委員牧野三好『舊慣調査報告 サイパン島及ロタ島ノ各チャモロ族ノ日本民法物権編 債権編ニ規定スル範圍ニ属スル事項ニ関スル慣習』昭和7年6月
資料形態	ガリ/和綴じ
枚数	44
頁数	88
縦 (cm)	
横 (cm)	
厚さ (cm)	
書誌的事項	南洋  今泉分類記号：N



昭和七年六月

舊慣調査報告



用

サイパン島及口多島ノ各子ヤモロ族ノ日本民法物權編  
債權編ニ規定スル範圍ニ屬スル事項ニ關スル慣習

南洋廳舊慣調査委員

牧野

三

好



1/10



本稿ハ日本民法ニ規定スル物權編債權編  
ニ含マルルサイパン島及口夕島ニ居住スル各  
クヤモ口族ノ慣習ニ關スル事項ノ調査記録ナ  
リ素ヨリ本調査ハ粗漏杜撰ノ譏ヲ免レスト雖  
モ他日改正補遺ノ機アルヘク先之ヲ以テ  
右調査ヲ完結スルコトトセリ  
本調査ニ主トシテ参考ニ資シタルモノ左ノ  
如シ

文獻  
一 西曆千九百十七年亞米利加海軍省編



ニ西曆千九百二十七<sup>グ</sup>年<sup>松</sup>三月<sup>ア</sup>廿七日<sup>咽</sup> 島<sup>ム</sup>嶺<sup>雄</sup>濱<sup>著</sup> 民族誌

口 迷

サイパン島ニ在リテハ

1. グレゴリオオサブラム (ウヤモロ族ノ父ハ  
 9年家族トナリタルコトス) 於ラ島ニ生ルル助  
 9年宣教師ヲ爲シ本語ヲ解ス) 英語獨語西班  
 本語

2.

アントニオオサブラム (ウヤモロ族ノ父ハ  
 18年宣教師ヲ爲シ本語ヲ解ス) 英語獨語西班  
 本語

3.

ビタ  
 18年宣教師ヲ爲シ本語ヲ解ス) 英語獨語西班  
 本語



4. フランシスコゲレロ (チヤモロ族男ノ時  
 ム年グアム島ニ於テ出生三年後傳道  
 代公學校ニ在學スルコトヲ三年サ長  
 學バソノ職ニ就キタルコトアリ)  
 □タダ等質ニホク  
 1. フソアダリニ (ケヤモロ族男ノ時  
 8 アダリニテラノモロ族男ノ時  
 9 年助役トナリ  
 2 年校

職ニ  
 年頃ヨリ村長トナリテ現ニ其ノ職ニ  
 在リ) 不アム島ニ至ル間テ出生約九歳ノ頃テ牧  
 木セイ年ヲ三リ西班牙ノ領事高キテ島ニ來ル  
 3. ト一カス  
 2. 年頃ヨリ村長トナリテ現ニ其ノ職ニ  
 在リ) 不アム島ニ至ル間テ出生約九歳ノ頃テ牧  
 木セイ年ヲ三リ西班牙ノ領事高キテ島ニ來ル  
 3. ト一カス







目次	第二章	第三項	第四項	第一項	第二項
第二章	第一項	第一款	第二款	第三款	第四款
不動產	建築物ノ所有者	遺失物	拾得者ノ權利義務	第三者ノ占有中ノ	遺失物
土地ノ取喪	第三者ノ占有スル盜	家畜	遺失物	遺失物	遺失物
一九	二一	二二	二二	二二	二二

第一章	第二款	第三款	第四項	第一款	第二款	第三款	第四款
市街地ノ用	其他ノ土地	共有	相隣地間ノ關係	土地ノ境界	隣地通行權	流水ノ處分	隣地ノ竹木ノ枝根
埋藏物	不動產ノ所有權移轉	不動產	埋藏物	不動產	埋藏物	不動產	埋藏物
二二	二三	三二	三三	三三	三八	四〇	四二



關係從物 四  
地上權 永小作權 四  
地役權 四

第六章 質權的權利 四  
第七章 其餘物權的權利 五

終 債權的範圍 = 於其慣習

第一章 總則的慣習 五  
第一項 債務不履行者 = 關及 五

第二項 貨幣使用卜賣買ノ 五

第三項 觀念養生 五  
辨濟 五

第四項 多數當事者ノ債權 五  
債權讓渡 五

第五項 相殺 五  
更改 免除 五

第六項 契約 六  
買賣 六

第七項 消費貸借 六  
借貸借 六  
使用貸借 六

民法類編 第五項 債權讓渡 五  
民法類編 第六項 相殺 五  
民法類編 第七項 更改 免除 五  
民法類編 第八項 契約 六  
民法類編 第九項 買賣 六  
民法類編 第十項 消費貸借 六  
民法類編 第十一項 借貸借 六  
民法類編 第十二項 使用貸借 六

終 債權的範圍 = 於其慣習 五  
第一章 總則的慣習 五  
第一項 債務不履行者 = 關及 五  
第二項 貨幣使用卜賣買ノ 五  
第五章 關係從物 四  
地上權 永小作權 四  
地役權 四  
第六章 質權的權利 四  
第七章 其餘物權的權利 五



第三項	雇傭	六四
第四項	委任	六六
第五項	組合	六八
第六項	事務管理	六八
第七項	不當利得	七〇
第八項	不法行為	七〇
第九項	以上列記以外ノ慣習	七二

舊對統略ノ緒ヲ編メ舊慣ノ存否ト  
 其ノ消長ノ理由ヲ  
 最ニサネパン島ニ於ケルヤモ口人ノ日本  
 民法親族法相續法ニ規定スル範圍ニ属スル事  
 項ニ關スル報告書ニ記載シタルカ如クヤモ  
 口人ハ千五百二十年三月六日マセラシカ  
 公島口夕島ヲ發見シ以來西班牙ニ支配セラ  
 歐洲文明ノ影響ヲ受ケタルコト甚シク同國  
 策タル武力ニ依リ或ハ宗教其ノ他ノ教化  
 依リテ新文明ヲ嘔歌シ舊慣ヲ棄ツルコトニ



馴致セラレ西班牙人及之ニ從ヒタルメステイ  
ソ及フイリピン人ト混血シ言語風俗ノミナラ  
ス其ノ本質ニ於テモ昔日ノチヤモ口人ノ面影  
殆ント無キニ至リタルモノトス然カモ親族團  
体共同生活ノ形式ハ個人主義ニシテ民族團結  
ハ精神ニ欠クルトコロアリ且弱小民族ナルヲ  
以テ所謂國粹保存ノ爲舊慣ヲ維持スルノ氣概  
ナク老ハ若キニ舊慣ヲ存スルコトヲ然ラシム  
ヘキ積極的ノ方法ヲ採ラス若キハ老ニ就キテ  
舊慣ヲ知ルキ努力ヲ辨ハス只強者タル統治

國ノ統治方針若シクハ法律制度ノ儘ニ從ヒ更  
ニ進ンテハ其ノ慣習迄採入セテ或ハ彼此混同  
シ右西班牙ノ統治時代後獨逸領トナリ遂ニ其  
ノ後日本ニ於テ委任統治ヲ爲シ現在ニ至リ夕  
ルモノナリ尚又當地方ノ氣候ハ春夏秋冬ノ區  
別存セス年中殆ント一樣ナル氣候ニシテ時期  
ニ付確實ニ定ムルヲ得ス低級ナル快樂ヲ事ト  
シ天産ニ惠マルヲ以テ特ニ取引上ニ於テ復  
雜ナル取定ヲ要セス從ツテ之ニ關スル慣習ノ  
生スルノ必要ヲ見ス又舊慣アリト雖モ島民ノ



智能ノ程度ハ確實ニ記憶スルコトヲ得ス遂ニ  
 大部分ノ舊慣ハ忘失シタルモノノ如シ  
 故ニ日本民法物權編債權編ニ規定スル範圍  
 二屬スル舊慣ノ如キハ殆ントナキニ等シク只  
 本調査ニ在リテハ辛シテ舊慣ナリト認メ得シ  
 モノヲノミ記載シ疑ハシキハ省略シタリ尚サ  
 イパン島ト口夕島トハ一葦帶水ノ間ナルモ舊  
 慣ニ於テハ差異アリトハ本調査ヲ為シタル際  
 島民ノ陳述スルトコロニシテ例ハ各群島ニ  
 於テ言語風俗多少異ニスルヲ相似タルカ如

キモノカ  
 本調査ハサイパン島口夕島ニ於ケル各島民  
 ノ相違スル舊慣ハ之カ異ナル點ヲ明ニシタ  
 不其外他ハ總テ同一ナルモノナリ  
 次ニ編物權的範圍ニ  
 第一章 於ケル慣習  
 第一項 動産ノ種類  
 舊慣ニ關スルモノトシテ舉クヘキ動産ノ種  
 類ハ貨幣衣類裝身具家具カノ家種



畜類ナリ而シテ家具類ノ中ニハ農具炊事具其  
 ノ他ノ所謂家具ヲ含ミ家畜類中ニハ牛豚犬猫  
 鶏七面鳥家鴨等ニシテ七面鳥家鴨ハ口夕島ニ  
 於テハ家畜トシテ存セス只サイパン島ニ於テ  
 ノミ存シタリ其ノ他ニサイパン島ニ於テハ鳩  
 居リシモ之ハ近來ノコトニ屬シ然カモ獨逸時  
 代飼養ヲ禁止セラレタリ但シ現在午ヤモ口人  
 カ動産トシテ占有或ハ所有スルモ右列記ノモ  
 ノ以外ニアレトモ古クヨリ所有スルコトナク  
 舊慣ニ関スルコトナキヲ以テ擧ケサルルミ

右ハ自己ノ支配圈内ニハルコトヲ以テ即チ自己  
 ノ住所ニ於テ又ハ自己ノ身ニ付テ占有スル  
 ヲ以テ他人ノモノト混同ヲ防クハ件方法ヲ用  
 ヲルノ要ナケルハ之ニ對シ何等ノ記名若クハ  
 其ノ他ノモノヲ附シテ自記設モ取ルコトナ  
 表示ヲ為スコトナシ  
 二家具類  
 口夕島ニ在リテハ家屋内ニ藏置ルテ他ニ貸  
 借

第二項 所有者ノ表示方法

一 貨幣 裝身品 衣類



八  
與シ合フコトヲ得サルモノヲ除キ其ノ他ノ家  
具ニ至リテハ之ヲ所有スルモノ少ク多クハ數  
軒ニ貸與シ合ヒテ使用シタルモノニシテ即チ  
所有者少キヲ以テ特ニ所有者ヲ表示スヘキモ  
ノヲ之ニ附スヘキ必要ナクサイパン島島民  
ニ在リテハ文化ノ影響ヲ受クルコト口島島  
民ニ比シ多ク家具類モ相當ニ所有シ之ニ自己  
ノ名稱ノ頭字ヲ記シ若シクハ適當ナル切傷ヲ  
付ケテ他人ノモノト區別スルモノアリ  
舊慣三カノ一  
第二節  
政府  
表示

九  
カノ下ハ島民ニ在リテハ貴重ナル財産ニシ  
テ然カモ之ヲ所有スルモノ少ク其ノ構造材料  
ニ依リテモ他ト區別シ得ルヲ以テ之ニ對シ所  
有者ヲ表示スヘキ表示ヲ爲スコトナシヤ  
四家畜  
家畜ニ在リテハ之カ所有者ヲ表示スヘキ方  
法ヲ用ヒタリ  
牛ニ在リテハ自己ノ名稱ノ頭字ヲ刻シタル鉄  
印ヲ燒キテ牛ノ臀部ニ當テ若シクハ燒キタル  
鐵印同所ヲ當テ自己ノモノタルコトヲ示スヘ



キ適當ノ燒蹟ヲ付シ他ト區別ス印ノ大小ハ自由ナルモ多ク円形ニシテ大ナルハ直經五寸位ニ及フモノアリ  
 豚ハ耳若シクハ尾ニ傷付ケテ所有者ヲ表示ス  
 鶏ハ足ノ指先或ハ指ノ間或ハトサカノ上端ヲ切リ若シクハトサカノ後頭部ニ附着セルトコロヲ切リテ糸ニテ結ヒ頭部ト後部トサカトヲ離シテ他ト區別セントスルモノアリ又隣人ト詰合ノ上隣人ト異ナリタルトコロヲ物ルアリ若シクハ羽毛ノ色ニ日サテ分明ナルモノハ別

ニ傷ヲ附スルコトナキモノアリ  
 島民ハ一般ニ自己ノモノニ對シテハ永ク記憶ヲ止メ得ルカ如ク養成セラレ所有者表示ノ人エヲ施ササルト雖モ之ヲ他人ノモノト分別シ得ハキ能力ヲ有スト謂フ右ハ勿論本調査ノ際島民ニ於テ述フルトコロナルモ本調査委員モ亦斯クノ如ク認メ得ハキ實見ヲ有セリ  
 第三項 遺失物  
 第一款 拾得者ノ權利義務  
 遺失物ヲ拾得シタル者ハ遺失主ヲ探シテ之



遺失主ニ返還スヘキモノトス即チ其ノ方法  
 トシテ會ヒタル者ニ對シ自己カ拾得物ヲ爲シ  
 タル旨ヲ告ケテ遺失物ナキヤ否ヤヲ問ヒ若シ  
 アル旨告ケラレタル場合ニ於テハ如何ナルモ  
 ノヲ遺失シタルヤ否ヤヲ尋ネテ其ノ言フトコ  
 口拾得物ト符合スルニ於テハ之ヲ其ノ者ニ交  
 付ス若シタハ遺失物ヲ道路ノ樹枝ニ掛ケ置ク  
 モノモアリ若シクハ遺失主分明シ居ル場合又  
 ハ分明シタルトキハ拾得者ハ之ヲ遺失主ノ所  
 ニ携行シテ之ヲ引渡スコトモアリ

而シテ家具類ノ如キ其ノ所有主ヲ知ルキ  
 表示ナキモノニアリテモ人口少キヲ以テ多ク  
 ハ其ノ所有者分明シ居ル全ク所有者不明ノ  
 場合ハ少シト云フ  
 金錢ノ如キモノニ在リテハ島民ハ近時ハ格  
 別昔日ハ之ヲ所有スルモノ少ク又所有スル  
 トアルモ其ノ額少クシテ從テ遺失スル額  
 ナルヲ以テ問題トナルコト少カリシモ殊ニ口  
 夕島ニ於テ然リ然レトモ拾得者カ遺失物ヲ占  
 有中ニ於テ使用シテ之ヲ毀損シ若シクハ滅失セ



シタ又金錢ノ如キヲ消費シタル場合ニ於テ遺失主分明スルニ於テハ金錢ニヨリ若シクハ代物ヲ以テ賠償ヲ爲ササルヘカラス例ヘハ金錢ヲ消費シタルヲ豚ヲ引渡スカ如シ但シ飲食物ノ拾得者ハ之ヲ飲食シ若シクハ之ヲ他人ニ賣却贈與スルモ別ニ賠償義務ノ發生スルコトナキモ遺失主分明シタル場合ニ於テハ遺失主ニ謝禮トシテ物品ヲ交付スルコトアリト謂フ一般ニ島民ハ飲食物ニ關シテハ互ニ有無相通スル慣習ニシテ例ハ不在中ト雖モ他人ノ飲食

物ヲ飲食スルコトアリ而シテ所有者ニ對シテハ後之ヲ告ケルハ足り之ヲ以テ非違行爲ト認メサルモノニシテ從テ前示ノ如ク飲食物ノ遺失ニ關スル慣習アルモノカ又飲食物ヲ大量ニ遺失シタルカ如キ場合嘗テ無シト云フ不~~然~~口夕島ノ島民ニ在リテハ遺失物ヲ拾得者ハ一ケ月間遺失主不明ノ場合ニハ遺失物ヲ自己ノ所有物トシテ使用シ得然レトモサレハ~~ン~~島ノ島民ニ在リテハ遺失物ハ遺失主不明ナリト雖モ永久自己ノ所有物トナルコトナク只便宜



之ヲ使用シ得ルモノトセリ然リ而シテ兩島孰  
レモ遺失主分明スルニ於テハ何時ナリトモ遺  
失主ニ遺失物ヲ返還スルキモノナリ尚口夕島  
民カ前示ノ一ヶ月ノ期間ノ經過ニ依リ一種ノ  
權利ヲ得タリトスルモ遺失主分明スルニ於テ  
ハ其ノ使用ニ依リ遺失主ニ對シ遺失物ノ滅失  
毀損費消ニヨリ與ヘタル損害ハ之カ賠償ノ責  
アルモノトセリ  
尚サイバシ島ニ在リテハ遺失主不明ノ場合  
拾得物ヲ教會ニ持參シ僧侶ニ引渡ス可トシ

テ僧侶ハ遺失主ヲ探スルニ若シクハ之カ分明  
スル迄占有スルコトトアリト謂フ  
第二款 遺失物 第三者ハ占有スル者  
遺失物ヲ受贈若シカバ買受ニ依リ占有スル  
者ハ遺失主ヨリ之カ引渡ヲ求メラルルニ於テ  
之ヲ拒否スルコトヲ得サルモトス遺失物ヲ  
買受ケタル者ハ其ノ賣渡人ニ對シ代金ノ辦償  
ヲ請求スルコトヲ得ルハ勿論ナリ遺失物ヲ受  
贈若シクハ賣買ニ依リ占有スル者ハ遺失主ヨリ



リ引渡ノ請求ヲ受ケテ之ニ應セサルトキハ結  
 局村長ニ訴ワルノ外ナク村長ハ遺失主ノ真否  
 ヲ確メタル上遺失物ヲ遺失主ニ返還セシメ遺  
 失物ヲ買受ケ占有スルモノニ對シテハ其ノ賣  
 渡人ヨリ代價ヲ辨償セシム  
 而シテ遺失物ノ受贈者若シタハ買受入カ之  
 カ引渡ヲ受ケ占有ヲ為ササル以前ニ於テハ其  
 ノ占有中ニアル者ハ遺失主ヨリ引渡ノ請求ヲ  
 受ケルニ於テハ素ヨリ之ヲ拒否スヘキニアラ  
 ズ勿論大モ此ノ場合受贈者買受人ハ前

占有者タル贈與者若シタハ賣買契約ノ相手方  
 ニ對シ異議權ナキモノトス素ヨリ買受人カ既  
 ニ代價ヲ支拂ヒ居ル場合ハ如キハ相手方ニ對  
 シ其ノ返還ヲ求ムルコト得ヘキモノナリ然リ  
 而シテ斯クノ如キ場合ニ於テハ遺失物ノ寄贈  
 者若シタハ買受人ト其ノ贈與者若シタハ賣買  
 契約ノ相手方トノ間ニ夫々紛争ヲ生スルコト  
 アルモ結局ハ徳義上ノ責ヲ負フニ止マリ前示  
 以外ノ損害賠償等ノ問題ナシ  
 提供シ其ノ第四項 第三者ノ占有スル



盜賊物

第三者ノ占有スル盜賊物ハ其ノ第三者ニ對  
 シ直接ニ之カ引渡ヲ請求スルコトヲ得ス權利  
 者ハ窃取シタル者ニ對シ請求ヲ爲ス而シテ右  
 ノ者ハ其ノ占有者ヨリ之ヲ取返シテ權利者ニ  
 引渡スヘキモノトス若シ盜賊品ノ占有者カ惡  
 意即チ其ノ情ヲ知リタルモノナランニハ權利  
 者ハ即チ直接其ノ占有者ニ對シ引渡ノ請求ヲ  
 爲スコトヲ得  
 由善意又占有者代價ヲ支拂ヒ居ル場合ハ如キ

ハ勿論之ヲ窃取シタル者ヨリ之カ辨償ヲ求ム  
 ルコトアルヘク多クハ之ヲ辨償セサルニ於テ  
 ハ該物件ヲ窃取者ニ引渡スコトナカルヘシ

第二章

不動産

第一項

建築物ノ所有者

家屋其ノ他建築物ハ自己力建テ或ハ之ニ住  
 シ之ヲ支配スルヲ以テ其ノ所有者不明ノコト  
 ナク又事實上建築ヲ爲サントスルトキハ親族  
 故舊ハ勞力若シクハ金錢或ハ葺物(椰子葉等)ヲ  
 提供シ其人提供ヲ受ケタルモノハ提供者ニ對



シ謝禮ヲ為スノ慣習アリテ所謂事實カ其ノ所  
 有者ヲ證明スルモノナリ  
 第二項 土地ノ取喪  
 第一款 市街地  
 市街地ニ在リテハ西班牙領時代獨逸領時代  
 共ニ島民ノ所有權ヲ認メラレズ從ツテ島民ノ  
 所有タルコトヲ證明スヘキ所謂地券ナルモノ  
 ナカリキ單ニ島民ノ生活ノ必要上政廳ヨリ占  
 有ヲ認メラレタルノ故ニ島民ハ自己ノ所有  
 ナル土地ノ觀念ヲ有セザルモ之カ處境當來テ

ハ殆ント所有物ト同様賣買等為スコトアリテ  
 取引ノ目的物ト為シタルモノ之レ所謂使用權  
 處分ニ過キタルモノニシテ順次繼承セラレテ  
 現在ニ至リタルモノトス  
 第二款 田舎地  
 其ノ他ノ土地  
 西班牙領時代ニ於テハ現在ニ於テハ異ナ  
 リテ物欲少ク有無相通多居タルヲ以テ家族  
 生活ヲ維持スルニ必要ナル限度以上ノ土地  
 所有ヲ求ムルコトナカリキ家族生活ヲ維持ス  
 ルニ必要ナル土地ヲ求ムル者ハ其欲スルコト



ロニ從ヒ其ノ欲スル場所ヲ開墾シテ其ノ旨ヲ  
 村長ニ口頭ニテ届出テ村長ハ右届出ニ從ツテ  
 其ノ土地ヲ其ノ者ノ所有ト認メタリ而シテ家  
 族ノ生計ヲ維持スルニ足ル頭初得タル土地ニ  
 依リテハ不足ヲ生シタルトキハ毎年開墾地ヲ  
 擴張シ其ノ旨ヲ村長ニ届出テタリ然ルトキハ  
 之カ認可セララルコトヲ常トシ之カ所有ヲ認  
 メラレタリ但シ一旦開墾セラルル土地ヨリ  
 求ムル目コ口ノ果實ヲ得ルヲ得所限ナキハ他  
 ニ適當ナル場所ヲ求メテ開墾スル為ニ古下ヤリ

其ノ所有權取得ノ手續前述ノ如シ然レトモ一  
 度開墾シテ取得シタル土地ハ依然トシテ其ノ  
 開墾者ノ所有ナリト認メラレ一概ヨリ其ノ所  
 有權ヲ侵サルルカ如キコトナカリキ而シテ西  
 班牙領時代ノ終頃ニ至リテハ舊來開墾シテ土  
 地ヲ所有スルモノ以後開墾シテ土地ヲ所有セ  
 ントスルモノニ對シテハ文書ヲ以テ其ノ土地  
 ノ場所面積ヲ届出ツハキコトヲ命セラレタリ  
 右ハ西曆千八百九十年頃ナリト云フ爾後現  
 經營中ニシテ抛棄セサルモノニ限り土地ノ折



有ラ村長ニ依リ認可セラレタルカ開墾シタル  
 土地ハ二年間ノ間ニ書面ニ依ル下附願ノ書類  
 ラ提出セサルヘカラサルニ至リ開墾スルモ  
 未タ右届出提出ヲ爲ササル以前之ヲ抛棄シ他  
 ノ土地ヲ開墾スルニ於テハ右抛棄シタル土地  
 ニ付之カ所有ヲ認可セラルルコトナシ  
 當時ハ末タ人口少クシテ多ク島民ノ求ムル  
 儘ニ土地ヲ與ヘラルモ之ヲ與フルニ當リテハ  
 本人ノ經營能力ヲ考慮ニ入レテ爲サレタリ又  
 土地ニ關スル事ニ付届出ヲ受理シ然ラバ認可ス

ルコトニテ職務トセル譯シテ土地ニ關スル判事  
 卜種スル者ヲ設置セシタリ右判事設置アル  
 下五口ニ於テハ素日之ニ前未ノ届出ヲ爲シ  
 之カ認可ヲ受クヘキモノナレトモ之ナキトコ  
 口ニ於テテ前述べ如ク村長ニ於テ届出ヲ受理  
 多處分シタルモノトス  
 而シテ届出書類等ハ村長若シクハ右判事ヨ  
 所ガアム島政廳ニ送付セラレタリ村長ト謂  
 ヒ右判事ト謂ヒ孰レモ島民ニシテ村長ハ軍  
 政治ニ關シテアム島政廳長官ノ代理人タルカ



如キ地位ヲ有シタルモノナリ  
 尚前示届出アリタルトキハ村長若シクハ前  
 示判事ハ開墾土地ノ隣地所有者ヲ召集シ眞ニ  
 開墾シタルヤ否ヤニ付尋ネ若シクハアラユル  
 方法ノ取調ニ依リ事實相違ナキ場合證明ヲ與  
 へテ其ノ證明書類ヲ届出人ニ交付シタリ之ニ  
 依リ初メテ所有權ハ確認セララルコトトナリ  
 タルカ之レ土地ノ所有者タルコトヲ證明スヘ  
 キモノトシテ初メテ出現シタル一種ノ地券不  
 リトス

獨逸領時代ニ於テハ土地ヲ所有セントスル  
 者ハ口頭ヲ以テ下附ノ願書ヲ官廳ニ提出ス官  
 廳ハ他人ノ權利ヲ侵害セサルヤ否ヲ村長助役  
 若シクハ隣地ノ所有者ニ就キテ聞キ若シクハ  
 村長助役ヲシテ取調ヘシメテ村長助役ニ於テ  
 異議ナキ限り一ヘクタト(約一町步)ヲ無償ニテ  
 與ヘタリ而シテ右土地ヲ開墾シ次テ之ヲ擴張  
 シテ開墾シタル場合其ノ開墾擴張地ヲ得ント  
 スルモノハ届出ツルニ於テハ一ヘクタトニ付  
 十馬克ヲ徴シテ之ヲ下附シタリ孰レモ獨逸時



代ニ在リテハ地券ノ發行セラレタルコトナク  
 地券ノ發行ナカリシハ土地ニ付官憲カ調査シ  
 ツツアル間ニ世界戦争初マリシモノニシテ遂  
 ニ發行ニ至ラサレシモノナリト謂フ現ニ土地  
 ニ付地券ヲ有スルモノアルハ西班牙領時代ヨ  
 リ所有シタル土地ニ付争ナキモノニ限リ當時  
 ノ判事力之ヲ實測シ其ノ手数料ヲ徴收シテ之  
 ニ所有者タルハ證明ヲ與ヘタルモノノ書類ナ  
 リ  
 註 西 牙 領 獨 逸 領 時 代 在 リ テ 島 民

ハ 部 二 土 地 下 附 入 手 續 入 調 査 ト シ テ ハ 以 上  
 外 國 地 券 キ ハ 勿 論 不 可 ト ナ ル モ 右 ハ 必 シ モ 島  
 民 各 領 習 範 圍 内 ニ 属 セ サ ル 以 テ 只 取  
 ル 數 據 調 査 順 序 及 便 宜 上 專 門 本 調 査 際 ニ 出  
 テ 附 加 頭 シ タ ル 島 民 ノ 口 述 三 基 干 記 載 シ タ ル  
 事 由 多 少 迷 フ ル ト コ ロ 異 ニ ス ル モ 終 始 一 貫  
 地 尚 土 シ テ 一 致 ス ル ト コ ロ 比 較 的 疑 点 ト コ  
 口 述 口 ト シ テ 茲 ニ 記 載 シ 其 ノ 餘 ハ 省 略 シ タ



尚土地ニ對スル權利ハ時効ニ依リ喪失スル  
事ナク賣買遺贈等ニ依リ權利ノ移轉アルハ勿  
論ノコトトス

### 第三項

建築物若シクハ土地ヲ共有スルハ觀念ナシ  
只多數ノ者例ヘハ兄弟姉妹其ノ他親族間ニテ  
使用收益若シクハ管理スルコトアルモ共有權  
アリト主張スル者ナク所有權ヲ主張シ得ルモ  
ノハ唯一人ニ止マルモノトス

### 第四項

#### 第一款

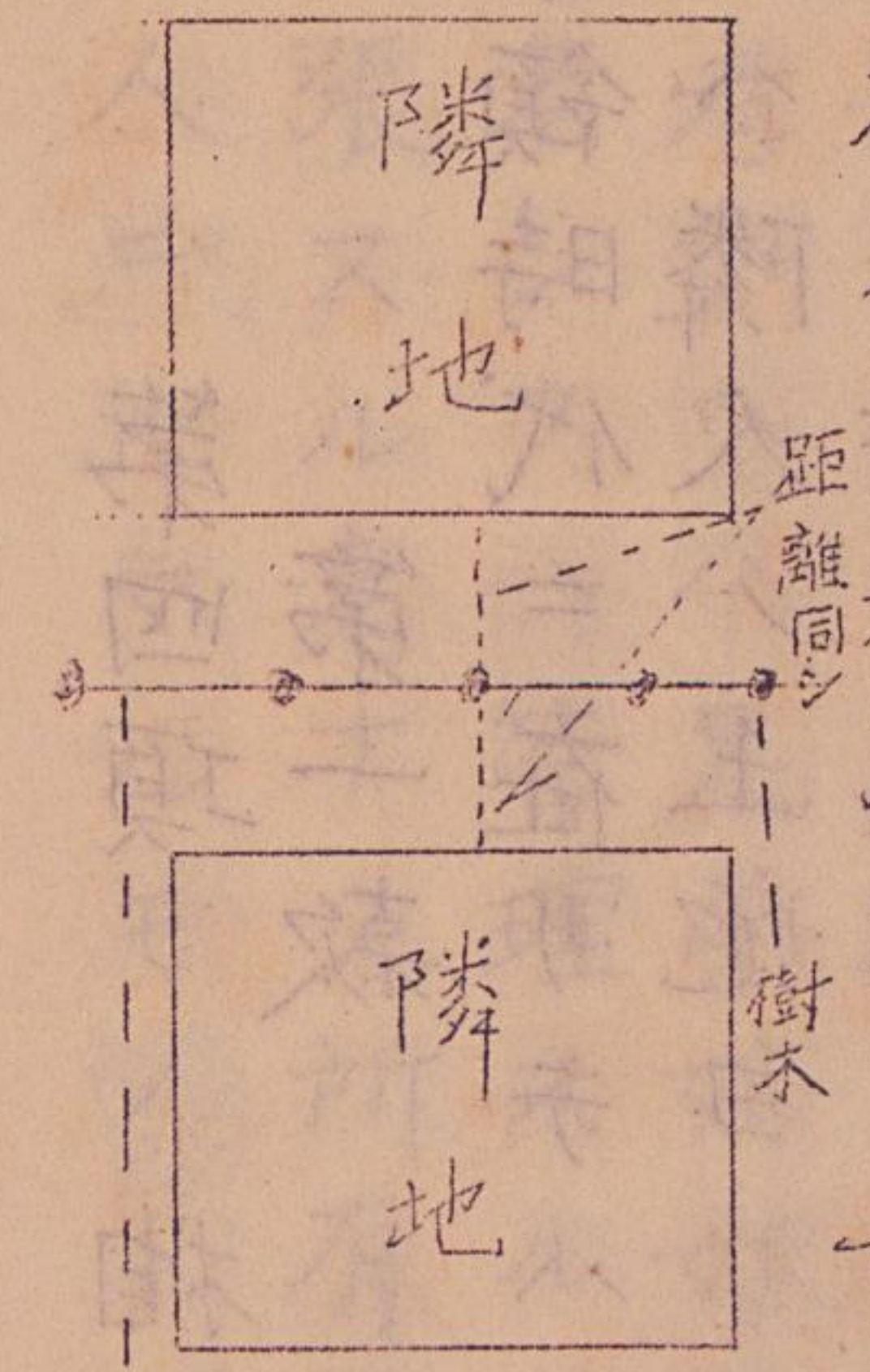
相隣地間ノ關係

西班牙領時代ニ在リテハ土地ヲ開墾スル場  
合ニ於テハ隣人ノ土地ヨリ六米乃至八米ヲ離  
ルル場所ヨリ耕ヲ起コシ其ノ間ハ舊ノ儘ニシ  
テ即チ樹木雜草アルトキハ之ヲ残シタルマ  
ニシテ置キ其ノ間ヲ境トシタリ  
西班牙領時代ノ終頃ニ至リテハ隣地カ官有  
地ナル場合ニ於テハ其ノ境界ヲ表示スヘキモ  
設置セラルルコトナキモ民有地間ノ境界ハ



獨逸領時代ニ在リテハ隣地ヨリ四米ヲ隔テ  
 テ開墾スヘキコトヲ官ニ於テ命シタリ而シテ  
 右四米ノ間隔ハ境界ヲ表ハスト共ニ通路ニシ  
 テ何人ノ通行ヲモ防クルコトヲ得サリキ  
 西班牙領時代境界木ノ間隔ハ六米乃至八米  
 トナシタリ獨逸領時代ニ在リテハ十米置クコ  
 トヲ官ハ命シタリ然レトモ十米ノ間隔ヲ要ス  
 ルハ多ク椰子樹ヲ植ヘタル場合ニシテ他ノ木  
 ナルトキハ斯ル制限ヲナシタルコトナシ大木  
 等存スルトキハ之ヲ境界トスルニ便宜ナルト

間隔タル境界ノ中央ヲ通スル線上ニ椰子、タマ  
 ナノ木、木綿ヲ植ヘテ境界ヲ表ハスコトトシタ  
 ルモ六米乃至八米ノ間隔ヲ置ク前示ノ如キコ  
 トナク隣地所有者ニ於テ其ノ境界並ニ通路タ  
 ルヘキ境界ノ間隔ヲ協議ノ上定メ其ノ境界ニ  
 植ヘタル樹木ノ狀況左ノ如シ



中央線ニテ所謂境界線ナリ



キハ勿論之ヲ利用スルコトアルヘク境界木ヲ  
 植ヘル際ハ之ヲ植ヘル者ハ相隣者協議シ境界  
 木ハ其ノ植ヘタル者ノ所有トス境界ニ植ヘタ  
 ル木ヲ入合字ヲ刻シテ境界木タルコトヲ明ニ  
 シタルコトモアリキハ其ノ上定公其米置  
 市街地ハサイパン島ニ於テハ西曆午至百八  
 十四年頃迄家屋ト家屋トノ間隔ヲ二十五米ト  
 セリ後之ヲ十五米ト為スヘキコトヲ官ニ於テ  
 定メタリ是レ當時暴風ヲ其テ家屋ノ吹キ飛ハ  
 サルルモ其多ク十五米ノ家屋間ノ間隔ヲ置ク

ヲ以テ斯ル場合ニ被害ヲ少ク為シ得ルト認メ  
 シニヨルト謂フ西班牙領時代境界線ニハナ  
 ベニシタシ等ヲ植ヘテ之ヲ垣トシタ右垣ヲ  
 置クコトハ官ニ於テ命シタルモノナカ  
 モ木ニ制限ヲナス但シ大木トナルカニア  
 ラサル垣ト為リ得ルモノヲ植ヘシメタルカ  
 逸領時代ハカマチリヲ植ヘタリ  
 八隣地ヲ使用スルコトハ建物ヲ建築スル場合ニ於テ  
 境界線ヨリ離ルサルハカヲ必要ナキ程度ニ隣地



然レトモ周囲ニ隣地アリ公道ニ達スルニ  
 最モ近キ距離カ隣地ヲ通行スルニアルトキハ  
 其ノ隣地所有者若シクハ占有者ヲ了解ヲ受ク  
 ハキモノトス隣地ヲ通行スルヲ以テ公道ニ達  
 シ得ハキ最短距離ナルヲ以テ隣地ヲ通行シ得  
 ハキ權利ヲ認メタルニアラズ但シ隣地ノ所有  
 者若シクハ占有者ト不和ナル場合ニ於テ該通  
 行ノ了解ヲ受クルコトアルモ一般  
 ニ之ヲ拒否セス理由ナク拒否スルハ徳義ニ悖  
 ルモノトモ也リ尚島根ハ一般ニ隣人ヲ親類トシ

附定メラレタル境界線止ニ植栽若シクハ設置ス  
 スハキモノヲ境界線止ニ植栽若シクハ設置ス  
 ハキ慣習ナシ  
 因ニ境界線ハ相隣地間ニ設ケラレタル間  
 隔ノ中央ヲ通スル線ナルト勿論ナリ  
 置前示ノ如ク相隣地間ニハ或ル間隔設ケラレ  
 タルヲ以テ或ル土地カ他人ノ土地ニ圍繞セラ  
 レテ公道ニ通シ得ルカ如キ土地ナキハ明ナ  
 ルコトモ又融合ニ難キモノ少シクハ明ナ  
 第ニ款ニ隣地通行權ニテハ  
 附定メラレタル境界線止ニ植栽若シクハ設置ス  
 又相隣地間境界ヲ表  
 示スルニ  
 植栽若シクハ設置ス  
 設ケラレタル間  
 隔ノ中央ヲ通スル線  
 ナルト勿論ナリ  
 或ル間隔設ケラレ  
 タルヲ以テ或ル土地  
 カ他人ノ土地ニ圍繞  
 セラレテ公道ニ通シ  
 得ルカ如キ土地ナキ  
 ハ明ナ



大切ニシ其ノ交誼深キヲ以テ時ニ不和ヲ生ス  
 ルコトアルモ全ク隣人ノ土地ヲ通行シ得サル  
 カ如キコトナシト謂フハ流氷ノ處分  
 相隣地所有者ニ於テ高地所有者カ低地所有  
 者ノ土地内ニ汚水ヲ流スハキ權利ナシ汚水  
 自己ノ土地中ニ穴ヲ堀リ若シクハ隣地所有者  
 ト協議シテ排水道ヲ構作ス雨水若シクハ河川  
 ノ如キハ多ク問題トナシ但シ低地  
 所有者カ高地ヨリ雨水ノ流入ニヨリ損害  
 受

クル場合ニハ之カ損害防止ノ方法トシテ堤防  
 ヲ設ケテ損害ナキヲ期スルモ石ハ高地所有者  
 ト協議シテ堤防若シクハ排水道ヲ設クルヲ常  
 トセリ以上ハ多ク市街地ニ於テ生スル問題ニ  
 シテ山野ニ於テ問題トナルコトナシ未般ニ當  
 地熱帯ニ在リテハ雨量等多キモ暑熱ノ為メ土  
 地ノ乾クコトモ早ク雨水ノ流水ニヨリ損害ヲ  
 受クルコト始メ少ク而カモ河川少キヲ以テ  
 之ニ關スル特種ノ慣習ナキモノ如シ又河水  
 不低地所有者カ之カ流水ヲ防止シ以テ高地所



有者ノ土地ヨリ他ニ流出スルヲ得サラシムル  
 カ權利或ハ然ルカ如キ實例ナシ水田ニ在リテ  
 ハ高地ヨリ流水ヲ自己ノ土地内ニ入ラシメサ  
 ラシトスルニハ境界ニ於テ之ヲ他ニ導クハキ  
 カ如キ溝ヲ造ルコトアリ  
 第四款 隣地ノ竹木  
 其ノ竹木ノ所有者ニ對シ之カ剪除ヲ請求スル  
 口ト得又落下シタル隣地ノ竹木ヨリ年數

ハ枯葉枯枝等ハ之ヲ取除クヘキコトヲ其ノ竹  
 木ノ所有者ニ求ムルコトヲ得剪除シタル竹木  
 ノ枝根ハ其ノ竹木ノ所有者ノ所有トス而シテ  
 竹木ノ所有者カ右剪除若シクハ取除キラ肯セ  
 ヲルトキハ自ラ剪除スルコトヲ得ヘク自己ノ  
 土地ニ存スル右剪除シタル枝根若シクハ落下  
 シタル枯葉枯枝根等ハ之カ所有ノ土地内ニ捨ツ  
 但シ口夕島ニ於テハ自ラ剪除スル前示ノ如キ  
 權利ヲ認メス村長ニ訴フルコトトシ村長ハ命  
 シテ其ノ竹木ノ所有者ヲシテ剪除セシメタリ



第三章 埋藏物

埋藏物ハ何人カ發見スルモ其ノ埋藏物ノ存  
 在シタル土地所有者ノ所有トス但右ハ原則  
 的ハコトニシテ埋藏者明ナル場合ニ於テ合埋  
 藏者ノ親族上之ヲ取得ス下キ順位アリ者又  
 受贈者ヲ定メタル文書アル時ハ其人者ヲ於テ  
 取得スルヲ常トセリ  
 埋藏物發見者ニ對シテハ普通謝禮ヲ爲ス其  
 ノ割合等定メラレタルコトナク發見者ノ利益  
 ヲ考慮シテ與ヘラルルコトアリト謂フ其

第四章 不動産ノ所有權移轉

西班牙領時代ヨリアリキ口夕島ニ於テハ土  
 地ニ付テハ同時代ノ終頃ヨリ家屋ニ付テハ獨  
 逸領時代ヨリ賣買交換ノコト行ハレタリ其  
 土地ノ賣買交換ノ目的物トナルコトナカ  
 リキ即チ立木(至トシテ椰子樹ナリ)ノ賣買交換  
 ニアリテハ其ノ存在スル一筆ノ畑地ト認メ得  
 此部分ノ土地ハ之ニ從物タル關係ニアリタリ



其ノ畑中ニ存在スル石小屋(ラソウ)等モ亦  
 同シ  
 市街地ニ在リテ家屋ノ賣買交換等行ハレタ  
 ルカ其ノ家屋ノ存スル土地ハ從物トシテ附隨  
 シタリシモノトス其ノ存スル土地トハ家屋其  
 ノモノノ存スル限ラレタル面積ノ土地ヲ指ス  
 モノニ非ラズ即チ其ノ家屋ノ存スル一筆ノ土  
 地ナリトス又其ノ土地ハ面積ノ廣キ場合ニ於  
 テハ當事者間ニ於ケル契約ニ依リ家屋ノ從物  
 タルヘキ土地ハ面積ヲ定メテ契約締結セラル

ルコトアリ而シテ從物トナルヘキ土地ハ本家  
 コツク部屋牛カレ(牛車)ヲ置キ得ヘキ場  
 所ニ充分ナル土地ナラサルヘカラス然ラサル  
 ハ家屋ノ所有權移轉ノ契約成立セサルヲ常ト  
 ス  
 贈與其他ノ所有物移轉ノ場合モ同シ  
 但シサレバシ島ニ在リテハ家屋ノミヲ所有物  
 移轉ノ目的物トシタルコトナキニ非ラズ即チ  
 良材等ヲ使用シテ構築セラレタル家屋ハ家屋  
 ハミ所有權ノ移轉ノ契約ヲ爲シ土地ヲ除外シ



タリ  
 第五章  
 地上權  
 永久作權  
 地役權  
 地上權  
 永久作權  
 地役權  
 關スル慣習見  
 當ラス土地ノ賃貸借ハ近來ハ事台属國從ソテ  
 右ハ慣習ノ存スル餘地ナク只土地ヲ無料ニテ  
 貸與シタルコトナキニシモアラス而シテ土地  
 無料賃借ノ場合ニ於テ權利義務ニ從慣習ト  
 認ムヘキモノナシ  
 第六章  
 質權的權利

西班牙領時代ヨリ質權的權利存在シタリ其  
 ノ目的物ハ時計指輪首飾耳飾腕輪其  
 ノ他女子ノ裝身具其ノ他衣類ナリ土地其ノ他  
 ノ不動産ニ付スル權利ヲ設定シタルコトナシ  
 質權者ハ契約不履行ノ場合ニ於テハ質物ヲ自  
 己ノモノト爲スコトヲ得然レトモ之ヲ他ニ賣  
 却シ又ハ其ノ他ノ處分行爲ヲ爲スコトナカ  
 キ而シテ期間後ト雖モ債務者ヨリ金錢ノ返濟  
 アル場合ニ於テハ該質物ヲ債務者ニ返還シタ  
 リ若シ質權者ニ於テ金錢ノ入用アルモ債權者



カ辨濟ノ資カナキトキハ債務者ト協議シ該質物ヲ他ニ賣却シ其ノ代金中ヨリ自己ノ債權ノ満足ヲ受ケタルトキハ其ノ餘ハ凡テ債務者ニ交付シタリ若シ賣却代金ニ依リテ債權者ノ満足ヲ得ル能ハサルトキハ債權者ノ損失ヲ歸スルハ外ナシ  
 尚質權者カ質物ヲ他ニ賣却スルカ如キハ之ヲ恥辱ナリトシ永久ニ占有シテ債務者ノ債務ノ履行アル迄所持スルヲ以テ美德ナリトシ其ノ西班平餘第七章

世其ノ餘ノ物權の權利舊慣ニ屬スハキモノ見當ラス

編 債權的範圍ニ於ケル慣習

第一章

總則的ノ慣習

第一項

債務不履行者ニ

關スル迷信

シヤモ口人ハビフ (Bibhu) 死靈ノ意ト稱スル善良ナル幽靈ノ存在ヲ信ス債務者カ其ノ債務ヲ履行スルコトナクシテ死亡シタルトキハ死



シタル日ヨリ三日内ニ其ノ靈ハ債權者方ニ金  
 錢ノ音ヲ爲シナカラ出テ來リ其ノ債務不履行  
 二付許容ヲ乞フ若シ債權者カ債務ヲ不履行ヲ  
 許容スヘキ意思表示ヲ爲ササル限リ毎夜出テ  
 來ルト謂フ本調査ノ参考資料タル亞米利加海  
 軍省編グアム島ノ中ニモ其ノ事ハ記載シアル  
 モ右ハ古代チヤモロ人ヨリ古來ヨリ傳リタル  
 迷信ニアラステ西班牙人間ニ傳ハリタルモ  
 ノ西班牙國ノ支配ヲ受クルニ至リシヨリ之カ  
 ナヤモロ人ニ傳ハリタルモノニシテ古來チヤ

モロ人ハ貨幣ヲ所持セサリシカ故ナリト謂フ

第二項

貨幣ノ使用ト

賣買ノ觀念養生

島民ハ白人ト接觸以來硬貨ノ用ヲ學ヒタル  
 モノニシテ賣買ノ觀念ノ養ハレタルモ其ノ頃  
 ナリトス其ノ以前物ノ所有權ノ移轉ハ贈與ト  
 交換ニ外ナラス十八世期ノ中葉ニ智利銀貨カ  
 輸入セラレ爾後僅ニ五六十年間ニベソ(マニラ  
 マー)ク(獨逸)ト轉々シ今又圓銀ヲ用ヒルニ至レ  
 リ



債務ノ辨濟ハ多ク貨幣ヲ以テス素ヨリ債務  
 辨濟ハ本旨ニ從フ履行ニ非ラサルハ  
 カラス然レトモ貨幣ナキ場合ニ於テハ裝身具  
 穀類豚牛其ノ他家畜ヲ以テ代物辨濟ヲ  
 爲ス代物辨濟ハ債權者ノ承諾ヲ得テ之ヲ爲ス  
 モノナル力之ヲ爲スハ債務ノ本旨ニ從ヒ辨濟  
 スルコトヲ得サル所謂止ヲ得サル場合ナルヲ  
 以テ拒絶セラシムルカ如キコトナシ利息ヲ附ス  
 ハキ舊慣ナシ債務履行期ハ素ヨリ之ヲ定ムレ

第三項

辨濟

トモ期日經過後ト雖モ之ヲ嚴重ニ催告スルコ  
 トナク多ク辨濟アル迄待ツ然レトモ債務ノ辨  
 濟資カアルニ拘ハラス故意ニ辨濟ヲ爲ササル  
 時ハ村長ニ訴フ村長ハ債權者ニ對シ債務ヲ辨  
 濟スヘキコトヲ命ス而シテ之ニ應セサルトキ  
 ハ債權者ノ家畜等ヲ以テ債權額ニ滿ツル迄代  
 物辨濟ヲ爲サシメタリ政廳ニ債權者カ訴フル  
 カ如キコトモアレトモ右ハ村長ニ依リ解決ス  
 ルヲ得サル場合ナリ

第四項

多数當事者ノ債權



多数債権者ノ債権ノ實例ナシ債務者數人アルトキハ平分ニ債権者ハ請求シ債務者中或者履行不能若シタハ故意ノ不履行者アリト雖モ他ノ債権者ヨリ債権者ハ其ノ債務者ノ數ニテ平分シタル債権ヲ請求スルコトナク同シク全債務者ニテ平分シタルモノヲ請求ス債務不履行者ニ對シテハ村長ニ訴フ村長ノ其ノ後ノ處置ハ前章ニ記スルトコロノ如シ故ニ連帶債務ノ慣習ナク口夕島ニ於テハ保證債務ノ實例ナキモサイパン島ニ於テハ之ヲ存シタリ保證人

ノ必要ヲ生スルハ債務者ニ於テ質物トシテ債権者ニ交付スヘキモノナキ時ナリ債務者ハ保證人ヲ同伴シ債権者ノ許ニ到リ債務者カ辦濟シ得サルトキハ此ノ保證人ニ於テ辦濟スヘキコトヲ申込ミテ金借ヲ爲シタリ此ノ保證人ヲ

*F. v. d. d. d.* ト稱ス

債権者カ債務者ニ對シ債務ノ履行ヲ請求スルコトナク直ニ保證人ニ對シ支拂ヲ求ムルカ如キニ於テハ保證人ハ先ツ債務者ニ對シ請求ヲ爲スヘキ所謂催告ノ抗辯權ヲ認めタリ







未夕代金ノ支拂ナク目的物ノ引渡ナキ以上其  
 賣買契約ノ觀念ヲ養生セラレタル時期ニ付  
 テハ既ニ述ヘタルカ如シ賣買契約成立スルモ  
 未夕代金ノ支拂ナク目的物ノ引渡ナキ以上其  
 賣買契約ノ觀念ヲ養生セラレタル時期ニ付  
 告目録並ニ第二章第一項合賣買  
 減ハ効果ヲ生スヘキモ之ニ關スル慣習ト認メ  
 テ學ヲヘキモノナシ其六  
 更改ニ關スル慣習ナシ免除ハ素ヨリ債務消  
 算ニ付テハ債權者ノ同意ヲ得サルヘカラス  
 第七項更改免除  
 第八項債權者ノ同意ヲ得サルヘカラス

目的物ノ所有權ハ賣主ニアリ代金ノ支拂ア  
 リタル以上ハ其ノ目的物ノ引渡ナシト雖モ之  
 カ所有權ハ買受人ニアリトセリ  
 買戻ノ特約付ニテ賣買ヲ爲シタルコトハ口  
 夕島ニ於テハ明ナラサレトモサインパン島ニ於  
 テハ其ノ例アリ多ク買戻期間ヲ一年トシ其ノ  
 期間經過後ハ買戻權ナキコトハ勿論ニシテ買  
 戻代金ハ賣買代金ト同額ナリ  
 第二項 消費貸借 使用貸借 貸借



消費貸借 特種ナル慣習ナシ只其ノ辨濟ニ  
付テハ前章第三項ニ述タルカ如ク又利息ヲ附  
スヘキ慣習ナキコトモ既ニ述ヘタルカ如シ  
使用貸借 借用物ヲ毀損若シタハ紛失セシ  
メタルトキハ貸主ハ之カ對價若シタハ借用物  
ト同等ノモノハ返還ヲ請求スルコトヲ得對價  
ヲ支拂フコト能ハス借用物ニ類似ノモノアル  
場合ニ於テ借用物ヨリ下等ナルトキハ之ニ相  
當金錢ヲ附シテ貸主ニ對シ返還スルコトヲ得  
還借用物類似ノモノヲ見積價格及之ニ附スル

六三  
キ金錢ハ當事者協議シテ之ヲ定ム  
若シ既ニ借用物ヨリ上等ノ物ヲ所持スル借  
主ハ之ヲ返還セララルヘカラサルコト勿論ニシ  
テ其ノ價格カ借用物ヨリ超過スル部分ハ貸主  
ニ對シ請求スルコトヲ得ス借主ハ故意ニ非ラ  
スシテ借用物ヲ毀損紛失シタル場合ニ於テハ  
借用物ト同等ナルモノナキニ於テハ多クノ場  
合債權者ハ權利ノ實行ヲ爲ササルヲ常トシ之  
ヲ許容シタリ  
貸貸借 貸貸借ノ目的ハ家屋ニシテ西班牙



領時代ヨリ右契約ハ存在シタリ其ノ他物  
付テハ貸貸借ノ目的トシタルコトナシ口夕島  
合於テハ貸貸借ノ舊慣ナシト謂フ特ニ舊慣ト  
シテ擧クヘキモノナシ  
第三項ハ雇傭者ハ組合ニ指用物  
口夕島ニ於テハ勞力ニ必要ナル時ハ親族  
知己集リテ手傳ヲ爲シ勞力ニ對シ賃金ヲ使拂  
ツカ如キコトナカリキ  
口夕島ニ在リテハ其ノ時期ハ  
トモ恐ラク近時ノコトナルハ雇傭契約ハ存

在シタリ而シテ賃金ハ仕事ノ終了ヲ以テ請求  
スルヲ原則トシタルモ時ニ前拂ヲ爲シタルコ  
トモナキニシモアラス 被雇傭者ハ雇傭者ノ  
承諾ヲ得サルニ非ラサレハ第三者ヲシテ勞務  
ヲ提供セシムルコトヲ得ス又雇傭者ハ被雇傭  
者ノ承諾ナクシテ權利ヲ第三者ニ讓渡スルカ  
如キコトナシ(キヤモロ族ノ日本民法親族法相  
續ニ規定スル範圍ニ屬スル事項ニ關スル慣習  
ノ報告書中初編第五章第二項家族員タル使用  
人ノ部参照)



第四項 委任 寄託

委任 口夕島ニ於テハ實例ナシサイパン島  
 ニ於テハ仕事ヲ委任シテ為サシメタルコトア  
 ルモ無報酬ナリトス互助ノ精神ヨリ出テタル  
 モノニシテ甲カ乙ニ委任シテ仕事ヲ為サシム  
 レハ乙ハ又甲ニ委任シテ仕事ヲ為サシメ御互  
 ニ自己ニ於テ處理スルコトヲ得サル場合ニ之  
 ヲ為スモノナリ

寄託 之レモ亦無報酬ヲ原則トス寄託者ハ  
 受託者ニ受託者カ受寄物ニ對シ修繕其ノ他ノ

必要費ヲ出シタルトキハ凡テ支拂ハサルヘカ  
 ラス畑ノ受託者ハ畑ヨリノ果實ハ之ヲ二分シ  
 其ノ一ヲ寄託者ニ交付ス時ニ三分一ヲ寄託者  
 ニ交付スルコトアリ此ノ場合ニ於テハ寄託者  
 ノ承諾ヲ得サルヘカラス又家畜ノ如キハ出生  
 シタルモノハ之ヲ折半シテ其ノ一ヲ寄託者ニ  
 交付スルモ折半スルコトヲ得サル場合ニハ自  
 己ニ於テモ寄託者ニ對シテモ取得若シクハ交  
 付スヘキモノナキハ明ナリ

家屋ノ受寄者ハ之ヨリ家賃ヲ生シ其ノ額小



額ナルトキハ之ヲ受寄者ニ於テ取得スルコト  
 ヲ得多額ナルトキハ寄託者ニ交付シ寄託者ハ  
 自由意思ヲ以テ其ノ内ノ幾分ヲ受託者ニ贈與  
 ス島民ノ觀念トシテハ前示所謂多額トハ金二  
 十五圓以上ヲ指ス  
 第五項 組合 組合ニ屬シ之ニ對  
 スル慣習トスヘキモノナシニ  
 第六項 事務管理 事務管理ニ  
 事務管理ヲ為スコトアルモ管理者ハ報酬ヲ

請求スルコトヲ得ス被管理者ハ管理人ノ妻若  
 シクハ其ノ子女ニ金錢以外ノ物品ヲ禮トシテ  
 與フ而シテ管理者ニ於テ必要費ヲ出スコトア  
 ルモ之亦被管理者ニ請求スルコトヲ得不但シ  
 被管理者ハ管理者カ必要費ヲ出シタルヤ否ヤ  
 ハ一見知り得ルヲ以テ之ヲ管理者ニ聞クヲ義  
 務トス而シテ其ノ出シタル必要費ハ之ヲ管理  
 者ニ支拂フヲ以テ徳義トス故意ニ非ラサル以  
 上管理ノ為メニ被管理者カ蒙リタル損害ハ之  
 ヲ管理者ニ請求セサルヲ原則トス



不當利得者第七項ハ不當利得得ルコト  
 不當ニ利得シタルモノハ之ヲ返還セサルハ  
 カラサルハ勿論ナレトモ若シ善意ナル場合ニ  
 ハ之カ返還ヲ許サルルコトアリ而シテ多ク  
 場合金錢ニ見積リテ返還ス畑ニ不當ニ使用ス  
 ルコトニ依リ得タルモノ内ニゴブ等々之ヲ  
 金錢ニ見積リテ返還スルモ其ノ他ノ耕作物ハ  
 不當利得者ノ利得ノ儘ニ許サルルハ慣習トセ  
 火口夕島ニ於テハ實例ナシト謂フ  
 第八項 刑罰不法行為 野火ノ害

故意ニ他人ノ權利ヲ侵害シタル者ハ之ヲ賠  
 償セサルヘカラス金錢ヲ以テ支拂フ其ノ賠償  
 額ハ當事者協議シテ之ヲ定ム過失ニ依ル不法  
 行為ハ總テ之ヲ許スヲ以テ慣例トセリ要スル  
 ニ損害ノ賠償ヲ求ムルニ至リシハ近來ノコト  
 ニ屬シ多クハ謝罪アレハ之ヲ許スヲ常トシ又  
 ハ村長カ仲裁シテ當事者間ノ感情ヲ融和セシ  
 メ損害賠償ノ問題ヲ生セス又他人ノ身體等ヲ  
 害スルコトナキニ非ラサリシモ凶器ヲ用ヒタ  
 ルコトナク從ツテ大ナル害ヲ受クルカ如キコ







